

## 令和2年度第1回鳥取県規制改革会議の概要について

- ・日 時 2月18日(木) 10:00~11:50
- ・場 所 第20会議室(第2庁舎9F) ※WEB会議
- ・出席委員 委員8名中5名出席  
関係課出席:会計指導課、資産活用推進課、循環型社会推進課

### 【議題】

- (1) 新たに県民から提案のあった意見に対する対応方針について
  - ① 公共施設の電子予約
  - ② 鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例の見直し
  - ③ 野外焼却の撲滅
- (2) 昨年度からの継続案件に係る進捗状況報告
  - ① 収入証紙の見直し及び新たな収納方法の検討
  - ② 入札参加資格申請手続きの簡素化
- (3) その他

### 【概要】

- 新たに提案のあった意見に対する対応方針について、委員からの異論はなし。
- 昨年度の案件にかかる進捗状況の報告について、委員からの異論はなし。

### (1) 新たに県民から提案のあった意見に対する対応方針について

#### ① 公共施設の電子予約

##### <提案内容>

公共施設の電子予約等が出来るようにしてほしい。

##### <対応方針:見直し>

鳥取県内の市町村との連携及び他県との連携も視野に入れ、現在の予約システムの更新時期(令和4年度)に合わせてコストやメリット・デメリットを含めて対応を検討します。

##### <委員の主な発言>

(全般)

- ・地域のためにある施設は、ある程度柔軟に、空き状況が確認できたり、支払いができたり、使い勝手をよくしてほしい。
- ・県や市にある比較的大きな施設だけではなく、できれば、地元の方が使う各地域の公民館や地区体育館も含めた形で、今後の改革に繋げて欲しい。
- ・1年後のシステム更新に向けてよく検討を。県民の皆さんに影響がある内容なのでぜひ進めてほしい。

(予約について)

- ・直接窓口に行かずネットで予約できるシステムは便利なので進めてほしい。
- ・仕事をしていると平日昼間に手続ができないので、オンライン予約が出来るようになってほしい。

(本人確認について)

- ・現行の、本人確認のために窓口に行かなければならない仕組みは変えるべき。改修作業をしなくてもアナログで出来る方法もある。銀行の口座を作るとき的手段なども参考にして検討してほしい。

(クレジット払について)

- ・クレジット払については、システム改修に費用がかかること、前払いにした場合のキャンセル・返金対応などを考えると急がなくても良い。

#### ② 鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例の見直し

##### <提案内容>

鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例においては、全ての廃棄物処理施設の新設等に対して、条例第2

章の「紛争の予防及び意見の調整に係る手続等」が適用される所だが、施設の設置場所及び周辺地域が工業地域又は工業専用地域である場合は、事業者の負担軽減の観点等からこの手続の適用を除外するよう見直しをしてほしい。

#### ＜対応方針：現状維持＞

- ・本条例は、廃棄物処理施設の設置に係る廃棄物処理施設に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表等により、関係住民の理解を得る等により、事業者と関係住民との間の紛争を予防することを目的としています。
- ・工業地域や工業専用地域であっても、廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺環境に及ぼす影響が軽減されるものではなく、対象除外とした場合は、施設設置事業者と当該地域で事業活動を行う者との間で紛争が生じた場合、紛争の解決手段が失われる恐れがあります。
- ・立地場所により紛争の予防・解決手段が失われることは、当該条例の趣旨に鑑みて適切ではないと考えられます。

以上の理由から、施設の設置場所及び条例第2条第12号で規定する周辺区域が工業地域又は工業専用地域であっても、条例第2章の「紛争の予防及び意見の調整に係る手続等」の適用除外は行いません。

#### ＜委員の主な発言＞

- ・一番大事なのは、きちんと住民の意見を聞いて、住民に説明をして、それで住民の合意形成を得ること。
- ・丁寧に合意形成を取る点をきちんとできるようにであれば緩和できるところは緩和しても良いと思う。
- ・周りの方の意見は聞いて欲しい。
- ・この手続抜きで作るともっと揉めて、結果、どちらも労力がかかって大変ではないかと思う。
- ・現状維持で問題ない。

### ③ 野外焼却の撲滅

#### ＜提案内容＞

野外焼却の徹底撲滅をしてほしい。

#### ＜対応方針：対象外＞

田畑での野焼きは農業従事者が農作業で生じた稲わら等を焼却しているものと思われていますが、農作業に伴って生じた稲わらは一般廃棄物に該当し、一般廃棄物（野焼きも含む）に関する指導権限は市町村にあります。

県内の各市町村では、法律に反した廃棄物の焼却を防止するため、広報誌やホームページへの掲載など、それぞれ取組を行っています。

#### ＜委員の主な発言＞

- ・環境に優しくという点は受け止めないといけない。
- ・野焼きで影響を受けて嫌な人もいることは理解してもらうことは必要。
- ・ホームページや広報誌に具体的な事例の紹介があればわかりやすい。ただ、一方で、具体的に書いてしまうと、それなら幾らでもやっていたのかということもある。
- ・やむを得ない場合に野焼きをするにしても、周りのことを考えて気を付けてやりましょうと周知するということが良いのではないか。

## (2) 昨年度からの継続案件に係る検討状況の報告について

### ① 収入証紙の見直し及び新たな収納方法の検討

#### ＜提案内容＞

本県では収入証紙の印刷費や売りさばき手数料として税金（約4,000万円）が使われている。収入証紙を廃止している県等もあるが、今の金額を使って収入証紙を継続するのか、それとも廃止して、同じ金額を使って現金納付や電子マネーなど利用者の利便性が上がる納付方法を検討されるのか、問題提起したい。

#### ＜見直しの進捗状況＞

県民等の利便性向上を図るため、証紙に代わる納付方法を整備して、収入証紙制度を廃止することと

した。令和3年9月末の収入証紙販売終了に向けて、現在、収入証紙に代わる収納手段の整備を進めている。

#### ＜委員の主な発言＞

- ・他県との連携みたいな視点も可能なら取り入れていただいて、色んな形で利便性向上に繋がれば良いと思う。

## ② 入札参加資格申請手続きの簡素化

### ＜提案内容＞

建設工事、測量等委託、物品・役務に係る自治体への入札参加（一般競争入札、指名競争入札）にあたっては、入札参加を希望する自治体ごと（県、県内の各市町村）にそれぞれ入札参加資格の申請手続きをしなければならない。

事業者にとっては、県・市町村それぞれに同じような書類を提出して手続きを行うことは面倒であり、島根県では、県に電子申請すれば市町村にも申請され、手続きが1回で済むと聞いているので、同じようなことができないか。

### ＜見直しの進捗状況＞

県と県内の市町村における入札参加資格申請手続きについての情報収集・状況確認を行い、その結果を踏まえて、申請書類の様式統一化など簡素化に取り組んでいる。

### ＜委員の主な発言＞

- ・電子申請やシステム導入は高額になるので、現実的でないなら無理しなくてもよい。
- ・今後デジタル庁が発足して、国の方でデジタル化が進むと、今慌てて県と市で書式をあわせても手戻りになる可能性もある。国の動向を見ておくのは良い。

## (3) その他

### ＜委員の主な発言＞

#### ○これまでの規制改革の取組に関するその後の状況の共有

- ・これまでの規制改革の取組について、見直ししてよかったという声とか、何かトラブルがあったとか、機会があればその後の状況についての情報も教えていただきたい。

#### ○手続見直し提案ポスト

- ・ポスターを貼っただけだと、県庁に行く人しかわからないし、あとホームページに貼るだけだと、普通の一般人は県庁のホームページに行く機会はない。
- ・紙媒体や町報とかに載せるのもありだが、それだと結構スルーしてしまう人もいる。
- ・より一般市民にということなら、やはりSNSの活用を是非ともお勧めしたい。
- ・色んな形での発信が大事。

#### ○デジタル化に伴う高齢者やIT弱者への対応

- ・デジタル化を進めていくと、高齢者とか、IT弱者が取り残されてしまうという不安はあるが、そこに焦点を当ててしまうと、何も進まない。
- ・ITの影響は大きい。高齢者やIT弱者を取り残すのではなく、支援する工夫が必要。
- ・高齢者にこそ、デジタル化した社会は必要。是非普及するように県の方でも色んな場面で考えていただきたい。

#### ○県のホームページのデザイン見直し

- ・県のホームページはデザイン的に非常に使いづらい。デジタルを進めるならまず予算をここに。
- ・LINEのような、簡単に、直感的に使えるものが嬉しい。
- ・全くの素人さんに見てもらってわかるものを作るということは大事。
- ・見たいところ、聞きたいところがすぐ見えるものでないと、すぐにユーザーが離れてしまう。
- ・スマホを中心とした画面構成にしてほしい。

#### ○その他

- ・カタカナ、英語の頭文字を並べた言葉が次々出てくるので、何とかしてほしい。
- ・一般の人にわからない言葉を使って広報しても読む気がなくなるし、自分とは関係ない世界になってしまう。

### 3 今後の方針

#### <議題に対する対応>

- 新たに提案のあった3件については、県の作成した対応方針のとおり進める。
- 昨年度からの継続案件については、今後も必要に応じて進捗状況を共有する。

#### <委員からの意見・提案に対する対応>

- 県のホームページデザイン見直しについては、委員からの新規提案として取扱うこととし、県としての対応方針を作成して次回以降の規制改革会議にはかる。
- その他の意見については、次回以降の規制改革会議で状況報告する。